調達要求番号:

		陸	上	自	衛	隊	仕	様	書
物品番号								仕	様 書 番 号
								GE-	-A380028N
						作	<u> </u>	成	平成14年11月20日
小型ショベルドーザ					変		更	令和 4年 9月 6日	
						作	成部隊	紫等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のミニショベル(以下、"器材"という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JISA8403-1、JISA8420-1、JISD0006-2及びGLT-CG-Z000001による。

1. 2. 1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1. 2. 2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1. 2. 3

標準状態

作業装置にバケットを装着し、キャノピ又は積雪寒冷地用鋼製運転室を取り付けた完成機の状態をいう。

1. 2. 4

輸送姿勢

JIS A 8403-1に規定する輸送姿勢で、かつ、次のいずれかの状態をいう。

- a) キャノピの高さを低くした状態
- b) キャノピの一部又は全部を取り外した状態

1.3 種類

種類は,**表1**による。

表1-種類

番号	種類	形式	運用部隊区分	物品番号	注記
1	A型	キャノピ	一般部隊用	3 8 1 0 - 2 8 6 - 9	調達品目表1
		積雪寒冷地用鋼製運転室		962-5	による。
2	B型	キャノピ	空挺部隊用	_	調達品目表2
					による。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称、表1の種類及び形式による。

例 小型ショベルドーザ A型 キャノピ

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

土工機械ー油圧ショベルー第1部:用語及び仕様項目 JIS A 8403-1 十工機械-トラクタドーザー第1部:用語及び仕様項目 JISA8420-1土工機械-ミニショベル横転時保護構造 (TOPS) -試験方 JIS A 8921 法及び性能要求項目 JIS B 4652 手動式トルクツールの要求事項及び試験方法 JIS B 8816 巻上用チェーンスリング JIS B 8819 チェーンレバーホイスト JISD0006-2十工機械-エンジン-第2部:ディーゼルエンジンの仕様書様 式及び性能試験方法 NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

DSPK5218鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル (半つや)GE-Z421018粉末消火器GLT-CG-Z000001陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書GW-D0138013 t ダンプ「はん (汎) 用形]

c) 法令等

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示(平成18年経済産業省,国 土交通省,環境省告示第1号)

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年国土交通省告示第348号) 自衛隊の使用する自動車の番号,標識及び保安検査に関する達(陸上自衛隊達第95-3号) 装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について(通達) [陸幕装計第62号(30.2.26)]

2 一般的事項

一般的事項は,次による。

- a) この器材は, "特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律"又は"第3次排出ガス対策型建 設機械指定要領"に適合した製品とする。
- b) 作業装置として,**表2**の番号1の油圧ブレーカを装着し,使用するために必要な追加配管類を備える製品とする。細部は,承認図面による。
- c) 器材本体を、クレーンなどでつり上げることができるフックを備える製品とする。
- d) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

3.3 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、さび、その他使用上の欠点がなく、仕上げの程度は良好でなければ ならない。

3.4 形式

3.4.1 キャノピ

キャノピは、次による。

- a) 作業時に, JIS A 8921の基準に適合する構造とする。
- b) 標準状態と輸送姿勢との変更が容易な構造とし、細部は、次による。
 - 1) 高さを低くする場合は、特別な工具を使用することなく、人力のみで作業できる構造とする。
 - 2) 一部又は全部を取り外す場合は、次による。
 - 2.1) 取り外す部材は、次のいずれかとする。
 - 2.1.1) 複数の部材に分割でき、かつ、分割した部材は、それぞれ30 kg以下とする。
 - 2.1.2) 30 kg以下の一つの部材として、独立して取り外すことのできる構造とする。
 - **2.2)** 取り外した部材は、器材本体と併せて1両の**GW-D013801**に積載できる構造とする。

3.4.2 積雪寒冷地用鋼製運転室

積雪寒冷地用鋼製運転室は、次による。

- a) **JIS A 8921**の基準に適合する構造とする。
- b) 密閉式とする。
- c) ワイパ及び黄色回転灯(マグネット式)を備える構造とする。
- d) 冷暖房装置(エアコン)及びデフロスタ,又はヒータデフロスタを備える構造とする。

3.5 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次によるほか、細部は、承認図面等による。

- a) 塗装は、十分な防せい処理をして、下塗りを行った後に2回以上の上塗りを行う。
- b) 上塗り塗装は、トラクタ外面(座席及び履帯を除く。)、排土装置(油圧ホースを除く。)、作業装置(油圧ホースを除く。)、附属品(つりワイヤ、附属工具及び消火器を除く。)、予備品箱及び鋼製運転室とする。
- c) 塗色は、DSP K 5218の色番号2314 (OD色 7.5Y3/1) 又はDSP K 52 18と同等以上の無鉛塗料 (OD色) を標準とする。
- d) キャノピは、OD色塗装又はOD色染色とする。
- e) 給油脂部は、赤色表示とする。
- f) 迷彩塗装又は白色塗装の要領は、次による。
 - 1) 迷彩塗装又は白色塗装とする場合は、調達要領指定書によって指定する。
 - 2) 塗装要領は, "装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について(通達)" による。

3.6 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z00001の2.3によるほか、次による。

なお, 細部は, 承認図面による。

a) 器材本体には**, NDS Z 8011**に示す**,** 1種銘板及び2種銘板を**,** また**,** 必要箇所に3種銘板を取り付ける。

なお、2種銘板における質量の項目については、機械質量を含み、その他必要な規定を記載す

る。

- b) 操作,安全などに関する表示,標識などは,日本語又は英語によって表示する。
- c) 主フレーム両側部に白色で重心位置を表示し、消滅しないよう刻印する。
- d) 器材本体に器材番号及び"自衛隊の使用する自動車の番号,標識及び保安検査に関する達"に基づき,陸上自衛隊標識を記入する。
- e) キャノピ,鋼製運転室,附属工具箱及び予備品箱には,GLT-CG-Z000001の**図**2 cの 物品管理区分標識及び名称を表示する。
- f) 附属工具箱及び予備品箱には、GLT-CG-Z000001の2.3に基づき、蓋の内面にND S Z 8011の4種銘板を取り付ける。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表2**とするほか、細部は、承認図面による。

表2-附属品

番号	品名	数量 ^{a)}		規定		
1	油圧ブレーカ	1	作業方式及び	ガス併用式で垂直打撃及び水平打撃ができる性		
			作業性能	能とする。		
			全長 (本体)	850 mm以下 (チゼルなし)		
			質量	164 kg以下 (ブラケットを含む。)		
2	リッパ	1	着脱方式	ピンによって着脱が可能な製品とする。		
			刃数 1本			
			質量 60 kg以下			
			寸法 500 mm以上(ただし, リッパ先端から)			
			ラケット穴までの中心とする。)			
3	ワイヤロープ	一式	器材本体をつり	上げ可能な製品とする。		
4	レバーブロッ	2	器材固定用とし	z, JIS B 88190L0.8T, 0.8		
	ク		t,1.5 m又はL3/4T,0.75 t,1.5 m (銘板			
			及び表示板は不要)とする。			
5	チェーン	2	器材固定用とし, JIS B 8816 のC-T6.3 (スリン			
			グフック, グラ	·ブフック付き) 8 mとする。		

表2-附属品(続き)

番号	品名	数量 ^{a)}	規定				
6	傾斜計	1	本体の前後及び左右の傾きが、水平を基準とし、-30°から				
			30°の範囲で10°単位まで確認可能であり、操作手に正対				
			した位置に取り付け、操作中に確認可能な構造とする。				
7	附属工具	一式	a) 製造者が規定する仕様による標準附属工具とする。				
			b) 収納箱付きとする。				
8	工具箱	1	附属工具箱,予備品箱を収納し,施錠できる製品とする。(座				
			席下部に収納)				
9	グリースガン	1	レバー式手詰め・カートリッジ兼用タイプとする。				
1 0	トルクレンチ	1	a) キャノピ取り付け時に使用し、製造者が規定する仕様によ				
			る。				
			b) JIS B 4652 又は同等の基準を満たす製品とする。				
1 1	消火器	1	GE-Z421018 の粉末消火器ABC・1. 8 kg・自				
			動車用(銘板及び表示板は、不要)				
1 2	給油表	1	給油・脂箇所、油脂類、点検・交換時期などを表示				
1 3	附属品明細表	1	_				
注a	注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。						

6.2 予備品

予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3とする。細部は、承認図面による。

表3-予備品

2 I NID HH						
番号	品名	数量 ^{a)}	規定			
1	電球	一式	a) 作業灯は, 2個			
			b) 作業灯以外(計器板灯,積雪寒冷地用鋼製運転室			
			のルームライト及び回転灯)は、同種装着数の半			
			数(小数点以下切捨て)とする。ただし,装着数			
			1個の場合は1個,上限は5個とする。			
2 - 1	グリースニップル	6	孔管形直			
2 - 2		4	孔管形曲 (必要機種)			
3	ヒューズ	各2	使用各種ヒューズ			
4	フィルタエレメント	一式	潤滑油及び作動油用			
5	予備品箱	1	製造者が規定する仕様によるほか、表3の番号1、番			
			号2-1,番号2-2及び番号3を収納可能とする。			
注 a) 数	女量を変更する場合は,	調達要領	賃指定書によって指定する。			

6.3 承認用図面等

契約の相手方は、契約後速やかに、GLT-CG-Z000001の**箇条**6に基づき、全体図、主要諸元(カタログなどでも可)、2 b)、3.5、3.6、6.1及び6.2の承認用図面並びに色見本各3部(他に、承認願書のみ1部)を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

6.4 納入書類

6.4.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、器材一式ごとに表4の書類を添付 する。

表4-添付書類

番号	添付書類	数量 ^{a)}	規定				
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z00000107.1 a), 7.2				
2	整備資料(第1種)	1	a)及び7.3 a)による。日本語版とし、合冊しても				
3	部品表 (第1種)	1	よい。				
注 a)	数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。						

6.4.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給 処古河支処に表5の書類を提出する。

表5-提出書類

番号	提出書類	数量 ^{a)}	規定			
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z00000107.1 a), 7.2 a)			
2	整備資料(第1種)	1	及び7.3 a)による。日本語版とし,合冊してもよ			
3	部品表 (第1種)	1	٧٠°			
4	完成品写真 b)	一式	四方写し(前,後,左,右)			
5	試験成績書	1部	製造者などの検査成績書に替えてもよい。			
注 a)	注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。					

6.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。

注^{b)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。

調達品目表1

調達要求番号				作成部隊名等	補給統制本	部 施設	部
調達要求年月日	年	月	日	作成年月日	令和 4年	9月	6 日
仕様書番号	GE-A380	0 0 2	8 N				

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}	注記
ミニショベル	(株) クボタ R X-306E	A型
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 性能等

同等と判断する要求基準は,次による。

番号		項	=	性能等
1	全县	長(輸送姿勢)		4 340 mm以下
2	全帧	畐(輸送姿勢)		2 200 mm以下
3	全高	高(輸送姿勢)		2 185 mm以下
4	機板	被質量(輸送姿勢	勢でキャノピの	3 500 kg以下
	→	『又は全部を取	り外す場合は,	
	取り)外した部材の	質量を含む。)	
5	最高	高速度(前後進	とも)	4.0 km/h以上
6	登場	反能力(標準状)	態)	30°以上
7	接地	也圧(標準状態))	35 k P a 以下
8	最小	小回転半径		その場旋回可能とする。
9-1-1		バケット	バケット容量	0.08 m³以上
			(山積み容量)	
9-1-2			バケット幅	450 mm以上
9-1-3	,,		最大掘削深さ	2 800 mm以上
9-1-4	作業装置		最大掘削半径	4 300 mm以上
9-1-5	装置		最大ダンプ高さ	3 000 mm以上
9-1-6	匝		最大掘削高さ	4 240 mm以上
9-2-1		油圧ブレー	打擊数	最大1 000 bpm以上
9-2-2		カ	打撃エネルギー	175 J以上
9-3		リッパ	圧入力	20 kN以上
1 0-1	ᅰᆫ	チルト機能		上下5.5°以上
10-2	排土	アングル機能		前後20°以上
10-3	装置	最大上昇量		300 mm以上
1 0-4	1	最大下降量		250 mm以上

調 達 品 目 表 1 (続き)

2 性能等

番号		Ţ	項目	性能等
1 1-1		形式		4 サイクル、水冷、ディーゼル機関
1 1-2		定格出力		16.9 kW以上
1 1-3	機	自動車排出	ガスの量	"特定特殊自動車排出ガスの規制等に
	関			関して必要な事項を定める告示"又は
				"第3次排出ガス対策型建設機械指定
				要領"に規定する許容限度以内とする。
1 2-1-1		運転席	キャノピ及び積	運転席上部に、分解組立て可能なキャ
			雪寒冷地用鋼製	ノピ又は積雪寒冷地用鋼製運転室を設
	 -		運転室 ^{a)}	置している構造とする。
1 2-1-2	部旋		消火器取付具•	取扱い容易な場所に、 表2 に規定する消
	原 体		小銃保持具	火器の取付具及び小銃保持具(89式
	体			・20式兼用)各1個を設ける。
1 2-2		その他	照明装置など	前照灯又は作業灯及び計器板灯(パイ
				ロットランプでも可)を備える。

注^{a)} 運転室の形式については、調達要領指定書によって指定する。

調 達 品 目 表 2

調達要求番号		作成部隊名等	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	年 月 日	作成年月日	令和 4年 9月 6日
仕様書番号	GE-A380028N		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 a)	注記
ミニショベル	(株) クボタ RX-306E	B型
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 性能等

同等と判断する要求基準は,次による。

番号	項目			性能等
1	全長 (輸送姿勢)			4 3 4 0 mm以下
2	全幅(輸送姿勢)			2 200 mm以下
3	全高(輸送姿勢)			2 185 mm以下
4	機械質量(輸送姿勢でキャノピの一部			3 150 kg以下
	又は全部を取り外す場合は, 取り外し			
	た部材の質量を含む。)			
5	最高速度(前後進とも)			4.0 km/h以上
6	登坂能力 (標準状態))	30°以上
7	接地圧 (標準状態)			35 k P a 以下
8	最/	最小回転半径		その場旋回可能とする。
9-1-1		バケット	バケット容量	0.08 m ³ 以上
			(山積み容量)	
9-1-2			バケット幅	450 mm以上
9-1-3	14-		最大掘削深さ	2 800 mm以上
9-1-4	作業装置		最大掘削半径	4 300 mm以上
9-1-5	装 置		最大ダンプ高さ	3 000 mm以上
9-1-6			最大掘削高さ	4 240 mm以上
9-2-1		油圧ブレーカ	打擊数	最大1 000 bpm以上
9-2-2			打撃エネルギー	175 J以上
9-3		リッパ	圧入力	20 kN以上
10-1	最大上昇量			300 mm以上
	排土			
10-2	土装置	最大下降量		250 mm以上

調 達 品 目 表 2 (続き)

2 性能等

番号		項目		性能等
11-1		形式		4 サイクル、水冷、ディーゼル機関
11-2		定格出力		16.9 kW以上
11-3	機	自動車排出ガスの量		"特定特殊自動車排出ガスの規制等に
	関			関して必要な事項を定める告示"又は
				"第3次排出ガス対策型建設機械指定
				要領"に規定する許容限度以内とする。
12-1-1		運転席	キャノピ	運転席上部に、分解組立て可能なキャ
				ノピを設置している構造とする。
12-1-2	上部		消火器取付具·	取扱い容易な場所に, 表2 に規定する消
	部旋[小銃保持具	火器の取付具及び小銃保持具(89式
	回 体			・20式兼用)各1個を設ける。
12-2		その他	照明装置など	前照灯又は作業灯及び計器板灯(パイ
				ロットランプでも可)を備える。